

令和2年選挙管理委員会告示第13号

那須塩原市選挙人名簿抄本の閲覧に関する事務取扱規程

(趣旨)

第1条 この告示は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第28条の2及び第28条の3に規定する選挙人名簿の抄本の閲覧（以下「閲覧」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の確認を目的とした閲覧の申出)

第2条 法第28条の2第1項の規定に基づく特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認は、選挙人名簿抄本閲覧申出書（登録の確認）（様式第1号）による。

(政治活動を目的とした閲覧の申出)

第3条 法第28条の2第1項の規定に基づく政治活動（選挙運動を含む。）を目的として公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）がする閲覧の申出は、選挙人名簿抄本閲覧申出書（政治活動）（様式第2号）による。この場合において、申出者が公職にある者でないときは、申出書に次の各号のいずれかを添付しなければならない。

- (1) 団体等による候補者選考会又は推薦会における推薦決定を示すもの
- (2) 政党その他の政治団体による公認決定を示すもの
- (3) 公職の候補者となろうとしていることを示すもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、那須塩原市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が適当と認めるもの

2 法第28条の2第1項の規定に基づき政治活動（選挙運動を含む。）を目的として政党その他の政治団体がする閲覧の申出は、選挙人名簿抄本閲覧申出書（政治活動）による。この場合において、公職選挙法施行規則（昭和2

5年総理府令第13号。以下「規則」という。)第3条の2第2項第2号に規定する書類のほか、次の各号のいずれかを添えて提出しなければならない。

(1) 政治資金規正法(昭和23年法律第194号。以下「規正法」という。

)第12条第1項に規定する収支報告書の写し

(2) 規正法第9条第1項に規定する会計帳簿の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が適当と認めるもの

3 前2項の申出を行う場合において、閲覧事項を申出者及び閲覧者(規則第3条の2第4項第2号に規定する選挙人名簿抄本を閲覧する者をいう。以下同じ。)以外の者に取り扱わせようとするときは、個人の場合にあっては候補者閲覧事項取扱者に関する申出書(様式第3号)、法人の場合にあっては承認法人に関する申出書(様式第4号)を併せて提出しなければならない。

(調査研究を目的とした閲覧の申出)

第4条 法第28条の3第1項の規定により政治又は選挙に関する調査研究を目的としてする閲覧の申出は、選挙人名簿抄本閲覧申出書(調査研究)(様式第5号)に、次の各号のいずれかを添えて提出しなければならない。

(1) 調査企画書(調査目的、調査方法、調査対象者、調査項目、調査開始から調査結果報告書(公表)に至るまでのスケジュールが示されたものをいう。)に類するもの

(2) 前号に掲げるもののほか、委員会が適当と認めるもの

2 前項の申出を行う場合において、閲覧事項を申出者及び閲覧者以外の者に取り扱わせようとするときは、個人閲覧事項取扱者に関する申出書(様式第6号)を併せて提出しなければならない。

(閲覧の決定)

第5条 委員会は、前3条の申出について閲覧の可否を決定したときは、選挙人名簿抄本閲覧の申出に係る決定通知書（様式第7号）により、申出者に通知するものとする。

（閲覧者に対する本人確認）

第6条 閲覧者が本人であることを確認するために照会する文書及び回答書は、選挙人名簿抄本閲覧に係る閲覧者に関する照会書（様式第8号）とする。

2 規則第3条の2第4項第2号に規定する委員会が適当と認める書類は、第1号に掲げるもののいずれか1つ（同号に掲げるものがない場合は第2号に掲げる書類のいずれか2つ）とする。

(1) 健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険若しくは船員保険の被保険者証又は共済組合員証、介護保険証、国民年金手帳、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書又は共済年金若しくは恩給の証書、療育手帳その他公的機関が発行した本人であることを証明することができる書類

(2) 預貯金通帳、キャッシュカード、クレジットカード、診察券その他本人であることが確認できる書類

（閲覧方法等）

第7条 閲覧事項を他に写す方法は、筆記（閲覧場所におけるパソコンへの入力を含む。）に限るものとする。

2 閲覧日、閲覧時間及び閲覧場所は、次に掲げるとおりとし、委員会の職員の下、閲覧するものとする。

(1) 閲覧日 那須塩原市の休日を定める条例（平成17年那須塩原市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く日

(2) 閲覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、正午から

午後1時までを除く。)のうち、委員会が指定する時間

(3) 閲覧場所 委員会の指定する場所

(閲覧者の遵守事項)

第8条 閲覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 選挙人名簿の抄本を汚損し、破損し、又は加筆しないこと。
- (2) 選挙人名簿の抄本を撮影し、又は複写しないこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会の職員の指示に従うこと。

(閲覧事項の確認)

第9条 委員会は、閲覧者が閲覧した事項が第2条から第4条までに規定する
申出書に記載された閲覧対象者の範囲内であることを確認するものとする。

(閲覧の中止)

第10条 委員会は、閲覧者がこの告示の定めに違反し、又は委員会の指示に
従わないときは、直ちに閲覧を中止させることができる。

(閲覧の拒否)

第11条 法第28条の2第3項及び第28条の3第3項の閲覧を拒むに足り
る相当な理由は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の加害者が判明し
ており、当該加害者から支援対象者についての閲覧の申出があったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員会が相当な理由があると認めるとき。

(公表)

第12条 法第28条の4第7項の規定による閲覧状況の公表は、毎年6月に
告示により行うものとする。

(在外選挙人名簿の抄本の閲覧等)

第13条 第2条から前条までの規定は、法第30条の12に規定する在外選

挙人名簿の抄本の閲覧について、準用する。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、閲覧に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この告示は、令和2年6月1日から施行する。